

市・県民税の申告のお知らせ ～申告期限(3月15日)までに申告を済ませましょう～

この申告は、市・県民税や国民健康保険税などの課税資料や所得証明などの基礎資料にもなりますので、忘れずに申告しましょう。

申告書は1月下旬に郵送しました。申告書が送られていない方は、市民税課(2階)、田沼・葛生行政センターに申告書がありますのでご利用ください。また、市ホームページからダウンロードできます。

【受付日程】

期日		会場	受付町名	
2月15日	水	飛駒支所	飛駒	
2月16日	木	野上支所	御神楽・長谷場・白岩・作原	
2月17日	金	田沼行政センター 3階大会議室 ※田沼中央公民館での 受付はありません	石塚・山越・戸室・岩崎	
2月20日	月		下彦間・山形・梅園・閑馬・小中	
2月21日	火		栃本・戸奈良	
2月22日	水		小見・吉水・新吉水・吉水駅前1丁目～3丁目・船越	
2月23日	木		赤見・出流原・寺久保	
2月24日	金		田沼	
2月27日	月		城北地区公民館	天神・若松・並木・奈良淵・田之入
2月28日	火			堀米
3月1日	水		葛生あくとプラザ	中・牧・豊代・仙波
3月2日	木			葛生西1丁目～3丁目・宮下・築地・富士見・鉢木・長坂・ 嘉多山・あくと・会沢・山菅
3月3日	金	葛生東1丁目～3丁目・多田		
3月6日	月	氷室地区公民館	柿平・水木・秋山	
3月7日	火	吾妻地区公民館	田島・君田・村上・上羽田・下羽田・高橋・大古屋・庚申塚・ 船津川・免鳥	
3月8日	水	勤労者会館	久保・相生・高砂・万・伊賀・本・大蔵・朝日・大・大橋・天明・大和・ 亀井・金屋下・金屋仲・金井上・大祝・金吹	
3月9日	木		馬門・高山・高萩・北茂呂・茂呂山・越名	
3月10日	金		上台・七軒・植野・植上・寺中	
3月13日	月		植下・若宮上・若宮下・伊保内・赤坂・飯田	
3月14日	火		葦川・富士・大栗・富岡・浅沼・栄・西浦・鐙塚・黒袴	
3月15日	水		犬伏上・犬伏中・犬伏下・犬伏新・米山南・関川・町谷・伊勢山	

午前9時30分～午後4時の受け付け。※飛駒・野上支所、氷室地区公民館は午前9時30分～午後3時

【申告受付に際してのお願い】

- ① 混雑緩和のため、なるべく指定された日に申告してください(都合がつかない際は他の日でも可)。
- ② 申告期間中は市民税課窓口での申告書作成のための相談は行いません。
- ③ 給与や年金収入のみの方の確定申告は、市開設の会場でも申告できます。ただし、平成28年中に入居された方で、住宅ローン控除を申告される方は、税務署での相談・提出となります。
- ④ 給与や年金以外の所得のある方、または申告書の控えに税務署の收受印が必要な方の確定申告相談は、市開設の申告会場では行いません。佐野税務署での相談・提出となります。
- ⑤ 住宅ローン控除を受けようとする方で、年末調整での控除を行っていない方は、申告期限(3月15日)までに申告してください。
- ⑥ 上場株式等に係る配当所得や譲渡所得で、支払われる際に市・県民税が源泉徴収されている場合は申告不要です。ただし、所得控除等の適用を受けるため、他の所得と一緒に申告することもできます。申告をした場合、配当所得や譲渡所得は合計所得に含まれるため、国民健康保険税等の算定や扶養の判定、また各種給付条件(所得基準)に影響が出ることがありますので、ご注意ください。

【申告受付会場に持参するもの】 ④～⑩は各所得・控除を申告する場合必要です

①本人確認書類（マイナンバー確認 + 身元確認）※下記のQ & Aをご覧ください

★確定申告をされる方は、本人確認書類（マイナンバー番号確認 + 身元確認）の写しの提出が必要となります。

②市・県民税申告書または、確定申告書（郵送されている方）

③印かん（認め印）

④所得金額を証明する書類（給与所得や公的年金所得のある方は源泉徴収票など）

⑤事業所得（農業所得を含む）などのある方は、収支内訳書（収入や経費を記載した帳簿や領収書など）

⑥社会保険料・生命保険料・地震保険料などの控除を申告される方は、平成28年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料などの領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書

⑦障害者控除を受けようとする方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書など

⑧医療費控除を受けようとする方は、平成28年中に支払った医療費を合計したものと、その領収書（保険などで医療費の補てんを受けた方は補てん金額のわかる書類も持参）

⑨寄附金税額控除を受けようとする方は、寄附金受領証明書

⑩住宅ローン控除を受ける方は税務署からの住宅借入金等特別控除額の計算書、金融機関の年末残高証明書
※給与所得者で年末調整を受けた控除以外の各種控除（雑損、医療費、社会保険料、扶養など）を受ける場合や、年金受給者が扶養親族等申告書で申告した控除以外の控除を受ける場合などは、申告が必要となります。

●受付会場に来られない方は申告書は郵送でも提出できます。

確定申告書 → 佐野税務署 〒327-8601（住所不要）

市・県民税申告書 → 佐野市役所市民税課 〒327-8501（住所不要）

●申告書にマイナンバーの記載が必要となります

（よくある質問）

Q	マイナンバーを記載した申告書を提出する際の本人確認はどのように行いますか？
A	地方公共団体などの行政機関がマイナンバーの提供を受ける際は、なりすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。そのため本人確認には、申告書に記載されたマイナンバーが正しい番号であることの確認と、持ち主であることの確認が必要です。

●マイナンバーカードをお持ちの方は…マイナンバーカードをお持ちください。

●マイナンバーカードをお持ちでない方は…

番号確認書類

ご本人のマイナンバーが確認できる書類

- ・通知カード
- ・マイナンバーの記載がある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- などのうちいずれか1点



身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- などのうちいずれか1点

Q	申告書を郵送で提出する際の本人確認はどのように行いますか？
A	郵送で提出する際は、窓口で提出と同様の書類の写しを同封していただき、本人確認を行います。

●確定申告の問合せ…佐野税務署 ☎(22)4366 ●市・県民税の問合せ 市民税課 ☎(20)3008

